(別表2)
市有地(安中地区分譲地)

(令和7年1月1日～)

分譲番号	所在地	敷地面積 ① ㎡	敷地面積 坪	売払価格 ①×② (円)	単価 ② ㎡単価(円)	単価 坪単価(円)	旧価格(円)	改定率
13	南安徳町 丁4690	250.95	75.91	1,982,505	7,900	26,115	2,032,695	△ 2.47%

「島原市市有地分譲地売却促進・定住促進事業」による奨励金を交付します。

【事業概要】

奨励金のイメージ

(1) 市有地分譲地売却促進事業奨励金　①

市有地売却代の１０％（千円未満切捨）を上限として交付します。
（個人又は法人。ただし、宗教法人は対象外。）

(2) 定住促進奨励金

ア 新築奨励金　②

ご本人またはご親族が購入された対象地の売買契約日から、３年以内に住居を建築して住民登録をされた方に、次のうち一番低い額を上限として交付します。
・ご本人が負担された住居建築契約額の１０％（千円未満切捨）
・５０万円（市内事業者施工の場合）又は３０万円（市外事業者施工の場合）

イ 若年世帯移住奨励金（県外移住者）　③

①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、県外から市内に初めて住民登録をされる４０歳以下の方で、配偶者及び小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代（１万円未満切捨）を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から最長９年間交付します。

土地代が実質０円！

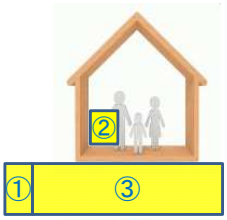

ウ 若年世帯移住奨励金（市外移住者）　④

①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、島原市外から市内に初めて住民登録をされる４０歳以下の方で、配偶者又は小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代（１万円未満切捨）の半額を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から最長４年間交付します。

土地代が実質半額！

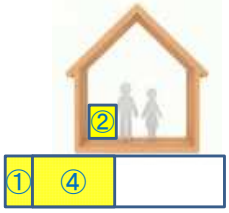

ただし、各奨励金は税の申告が必要です